

◇武藤 威 君

○議長（後松一成君） 次に、14番、武藤威君の一般質問を許可いたします。

（14番 武藤 威君 登壇）

○14番（武藤 威君） 14番、武藤です。私の質問は、大きく分けまして二つほどでございますけれども、二つとも合併前の旧町村でも行われてきたと考えておりますけれども、また前段の各議員の答弁の中にもありましたし、また町長の所信表明の中でも一部触れられておりまして、前向きな考えだなと考えておるわけでございますけれども、ただもう一步踏み込んだものにすべきで、やる気さえあればこれは簡単だと思うわけで、最初から余り難しいことは言いたくないわけで、町民が主人公の町政を目指すには、このことは最低必要だなと思われることから質問するわけでございます。

まず一つ目でございますけれども、町民の求める要望や意見の対応についてでございますけれども、3,000の自治体を1,000にするというような形で合併が進められてきてまして、美郷町も県内トップを切り、そして松田新体制ができたわけでございます。ところで、きょう現在も進められております地方分権一括法でございますけれども、地方分権一括法は私から言うまでもなく、地方自治法を初め日本の法律の3割近い数に及ぶ475本もの法律をまとめてしまったということで改正したということで、2000年の平成12年4月から施行されたわけです。やはりこれは我々に権利侵害と住民サービスの切り捨て、負担と犠牲を押しつけているのではないかとと思われるわけでございます。例えば新ガイドライン法、戦争でございますけれども、この発動に町自治体、住民を動員する法案、問題と、さらには住民に負担を強いる新たな課税を自治体に求める地方税法の改正をしていますし、また新たな自治体の統制の枠組みをつくり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正などがあるわけでございます。

そのような中で、私たち町民は、その町とそれを包み込む、いわゆる県の二つの地方自治体の構成員、主権者になっておるわけでございます。この町、地方自治体は、住民が国や地方の政治行政に対して、住民の意思や要望や要求などを反映させていくためには、最も身近な場であると同時に、住民の人権と生存権を守り改善させていく場でもあることは言うまでもありませんけれども、と同時に、地方自治体、町はその反面、国・県・町という国家行政の仕組みの一部として住民を統治し管理する役割もあわせ持つておるわけでございます。例えば税金を取るとか、また知事、町長、また各種行政機関、行政委員会など国の各機関から事務や財政などの統制があるわけでございます。役場、この地方自治はこの二面性からなっているわけでございますけれども、このような状況下のもとで住民の要求や要望を反映させていくためには、要求や要望、要件の内容によっていろいろな形態や

方法があると思いますが、最初が肝心ということでその辺の町長の考えをお聞きしたいわけでございます。

やはり住民は合併後この町がこの部落が取り残されるのではないかと、利用料や使用料など手数料が最初はいいかもしれないけれども、だんだん高くなるのではないかと。生活が合併する前よりだんだん苦しくなるのではないかというような心配がたくさん聞かれるわけでございます。これに何とかたえればいいのか。だれがこたえていくのかと思うわけでございます。合併によって、私たち住民と町行政との間が遠くなった。もちろん距離もですけども、やはり身近な相談相手、身のよりどころが遠くなったという感情が町にあふれ出ておるわけでございます。今、一番求められているのは、町長の所信表明の中にもありましたけれども、こうした不安を解消することが一番大切ではないでしょうか。ましてや、やがて来年9月、10月になれば、町民の願いを声を取り上げてくれる議員の数も減ることだし、不安はなおさらでございます。今町民の声には、この地域にも、例えば児童館や老人の憩いが持てる、そして一人暮らしまた老人世帯のアパートをつくってほしいとか、例えば公園にはこういうものを備えてほしいとか、どこそこの交差点は事故が多いと、安全の手だてをとってほしいと、数多くあるわけでございます。

役場にこうした要望や用件を伝え、その解決を求めることはもちろん自由にできるわけでございますけれども、またわからない点や疑問はどんどん役場窓口に掲げばいいことではございますけれども、そして、これまでも発行しましたけれども、町でも例えば相談ガイドとか暮らしのガイドなどといった、役場を住民の暮らしに役立てるためのガイドブックみたいなものを発行していくとは思いますが、また総合的な相談コーナーも設けていくとは思いますが、要は中身の問題だと考えるわけでございます。やはりこれまで旧町村で出されたものより、一歩、二歩進んだものにしていただきたいわけでございます。例えば、これが一つあれば何でもわかると、一目でわかるもの、これは便利でなくてはならないものにしていただきたい。一家に一冊、それさえあればこの美郷町に安心して楽しく生きていかれるような、そういう必需品として出してもらいたい。そして、その中にはやはり町施設への電話番号から窓口案内、相談事があるとき、届け出、証明、出産、子供、教育、健康、障害のある方へとか生活の援助、国民健康保険、国民年金、税金、暮らし、仕事、中小企業、文化・スポーツ、施設、選挙、議会など、全般にわたって制度のあらましを紹介するとか、そしてさらにはその相談担当課と直通番号が記入されていて、すぐ連絡できるようにすると。また、町長に対する私の声、いわゆる町民の声を記入できるはがき、もちろん郵便料は町で負担、それから町長みずから町民の生の声が聞こえるよ

うな体制にすべきだと考えるわけでございます。町では先ほどの答弁の中にありましたけれども、みさとミミーちゃんですか、ポストを置くそうですけれども、私は町民総参加といえはやはり表に出られないお年寄りもいるだろうし、先ほどの話でないですけれども、子供議会、随分子供たちは頭の下がるようないい意見を持っております。そういう全町民を対象にしたものにしてほしい。そういう意味ではがきを添えたらどうかということでございます。

また、制度や施設の紹介が改廃、また新設などの動き、適用基準や所得制限などはこれまでどおり定期的に発行している広報紙に掲載していくのはもちろんのことでございますけれども、また、総合的な相談コーナーは設けるわけでございますけれども、これも一步踏み込んだものにしていかなければと思うわけでございます。この総合的な相談コーナーのほかに、専門家や有識者を相談員にした住民の要望や要件別の相談コーナーも考えなければと思うわけでございます。この相談員を置ければこれにこしたことはありませんけれども、やはり予算の関係もあると思います。ですので、すぐ連絡し、いつでも対応できる体制にしていかなければと考えますが、どうですか。なぜかといいますと、総合的な相談コーナーだけでは対応が難しい問題が数多く出てくると思うわけでございます。例えば、生活一般では、町民相談や人権、身の上相談、交通事故相談、行政相談、法律相談、家庭相談、介護保険に対する相談や税務相談、不動産の取引相談とか、中には建築の紛争の相談、行政手続相談とか、福祉電話総合相談とか、いろいろ出てくると思いますし、また女性や子供に対しては、子供と家庭の総合相談とか、母子相談、児童相談、子育て電話相談、教育相談、幼児の発育発達相談とかあるわけで、また障害者におきましては、障害者一般相談やケアカウンセリング、やはり障害者とその家族等がみずからの体験に基づいて相談に応ずるなどがあるわけでございます。

やはり役場発行の広い分野でのガイドブックを町民の手元に、また町民の相談室の活用が、このことがさらに充実されることによって、町民と町行政が密接であるということをお美郷町全域で、全町民が再確認できることを願っておるわけでございますので、そういう意味からお聞きしたいわけでございます。

次に、予算編成と住民参加についてでございますけれども、12月の今の議会も本当に大事な議会です。しかしながら、先ほどだれか触れておりましたけれども、やはり3月の予算議会も1年の施策の大綱とその予算が審議されるわけですから、1年の中でも極めて重要な議会となるわけです。予算は一たん組み上げられてしまうと、それを変更するのはかなり難しくなるわけでございます。そこで提案したいわけですが、町長も先ほど何回も触れておりましたけれども、やはり町長が先

頭に立って毎年予算編成期の9月、10月ころだと思いますけれども、10月から12月ころにかけて、やはり各町内会、理事会、部落を回って予算について住民と懇談するという活動を行ったかどうかということでございます。この予算公聴集会には、町長、助役、収入役、担当課長、それに参事等が参加し、住民とひざを交えて率直な意見交換が行われると思うわけでございます。この集会のモットーは、だれもが安心でき、身近な課題について話し合うことができ、身近な場所で行われ、気軽に参加できると。したがって、各地区に町長初めスタッフが出かけて行って懇談する、懇談会では当然いろんな意見が要望が出てくると思います。そこで私の言いたい、聞きたいのは、一つ目として今年度の予算でその中で出てきたもの、やれるものならやると、また翌年度、それ以後になるかもしれない、また、実行不可能なものに分けられると思います。やはりそれは口実、町内会長に報告しながら、各地区で報告してもらおう。いわゆる編成に当たっては、閲覧、見積もり査定、調整と進めていくわけでございますけれども、やはり町と美郷町民総ぐるみの町づくりを願って、質問するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後松一成君） 14番に対する答弁。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町民の求める要望や意見の対応についてですが、社会が複雑化し、人々の価値観も多様になっている現在、町民の皆さんがどのように考え、何を望んでいるのか等のさまざまなニーズをより明確に把握し、行政に反映させていくことがますます重要になってきております。私は行政が取り組んでいる課題について、広く皆さんにお知らせする広報活動とともに、皆さんのご意見をお聞きする聞く方の公聴活動を行って、町民参加型の町政運営が重要との認識を持っております。質問の第1点目にありましたが、町の情報ガイド的な冊子についてであります。新町の組織や施設及び各種手続等を記載しました美郷町ガイドを合併前の9月ころに全世帯に配布してございます。また、議員からご提案ありましたが、17年度からはさまざまな制度や事業概要等について集約した冊子を作成し、各世帯に配布したいと考えております。すべてを網羅することは大変難しいと思いますが、いずれ作成に当たっては住民の視点に立って、よりわかりやすいそうした冊子を作成してまいりたいと存じます。

次に、担当課への直通電話の件ですが、町民の皆さんの利便を図ることから、美郷町役場84局の1111を代表番号としておりまして、交換手により各課へ転送するシステムを採用しておりますが、しばらくの間はこの体制で状況を把握してまいりたいと考えております。次に、町民の生

の声が聞こえる体制についてですが、さきのご質問にもお答えしたとおり、町長ふれあい談話室や、町政提案箱みさとミミーちゃんの設置、あるいは電子メールや集落座談会等の実施を計画しております。また、議員ご提案のはがきにつきましても、今後検討してまいりたいと存じます。

第2点目ですが、相談体制の件についてですが、町民が相談等に来庁した場合、まず総合サービス課で対応することになっております。相談内容が担当課でなければわからない場合は、各庁舎に設置しておりますテレビ電話で対応しますし、立ち寄った庁舎において要件がどうしても達成されない場合は、シャトル便等を利用して関係の庁舎へ案内する体制をとっておりますので、総合サービス課に現段階で専門の担当職員を配置しないことで対応してまいりたいと存じております。それから、その他行政運営でさまざま気がついた点がありましたら、迅速な対応をしてまいりたい所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、予算編成と住民参加についてのご質問であります。さきに述べましたとおり、来年度より町民各位が集いやすい季節や農作業等の関連を勘案した時期に、集落座談会を開催したいと考えておりますので、議員ご指摘の点を十分に考慮に入れながら詳細を検討いたしたいと思っております。また、今後も引き続き厳しい財政状況であることが想定されますし、効率的な行財政運営が望まれている中、地域住民の皆さんとの懇談の場で、行政課題の提起からその解決策等が議論されることはとても望ましいことでもありますし、住民ニーズを的確にとらえ、それに行政の公平性を保ちながらおこたえしていくことが大切なことと認識しております。町民の皆さんからいただいた提言や要望などに関しては、課題を急を要するもの、施策を講じなくてはいけないもの、十分な検討・協議を要するもの、施策を講ずる必要性は認めるもののほかの施策に比べれば先送りが妥当なもの、本来行政が施策を講ずるべきではないもの等に分類し、またその施策の財源も考え合わせた形で優先順位をつけ、町民の皆さんからご意見をちょうだいしながら、その施策の具体化を進めてまいりたいと存じます。また、その分類の結果については、できる限り何らかの方法でお伝えしていくよう検討してまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問ありますか。

○14番（武藤威君） 前向きな答弁ありがとうございました。

ところで、やはり前向きな答弁の中のはがきですけれども、貴重な意見をもらうには大変手段の一つとしていいことだと私は考えております。と申しますのは、やはり集落座談会

等々あるわけでございますけれども、今一番そういう願い、要望があるのは、お年寄りまた身障者なわけです。一步も出られない。そういう方の意見ももらえるわけです。ですから、殊に前向きに考えていただきたいと思います。

ところで、秋田県は大分県に次ぐ合併の先進県とでもいうんですか、変な言葉で言えば先進県でございまして、その一、二を争いまして、秋田県がその第1号の美郷町と。しかしながら、よく考えてみますと、そのねらいは自治体を大型開発事業や効率的に進める体制をつくることであり、この合併を期に暮らしに役立ついろいろな制度、その水準を低いものに合わせるというようなねらいがあるわけでございます。合併と結んで地方交付税の大幅削減や、全国7から10くらいの州にすると、道州制をもくろむと言えればいいですか、ねらっていると。やはりそういう中で地方自治、住民の自治機能を奪い去ろうとしております。このような中での合併です。この合併を期に、町の発展を願う町民の願いを裏切ることとは絶対許されるものではないわけで、やはりこの町をつくり、これまでつくってきたお年寄りに感謝を込めるような町づくりと。子供たちがこの町を誇りに思っ跡を継いでいけるような町づくりを、町長が先頭になって頑張っていたきたい。我々議員もそれぞれ頑張っていきますので、よろしく願いしまして終わります。

○議長（後松一成君） 答弁は不要。

それでは、これにて14番、武藤 威君の一般質問を終結いたします。